

親愛なる三田六百名の従業員諸君!!

つよく我等従業員が市政のたより一掃(???)を期するがごとく、去らば取後のりか止つた  
市会で親と我々の問題を議決される今市会の延長がある区会へ割と公平は絶対必要だ!  
これに反対する者は当局の手先きぬ次員亦家だ!  
我等は推薦した中池代口対してつまるな... 感情を能はすものか... 三あるか何等主義の  
主張もたつ馬鹿々々しつりのゆかりがある... 感情を。

三田六百の従業員諸君!!

吾本代が支部をやめたのは中池代が... 應援すると去らば交換条件であったと去らば事  
務布告せよとあるが能くも日ない向置か  
そんなことは絶対にならなかつたところも吾等... 本代の監督長安達新三郎氏の署名捺印  
したものを取つてある

その公表は我々はしな

やめ左理由は代々の君めい余り朋らめいしたくないがその理由は吾等の責任者安達氏並に  
平井代等七組の幹部はよく知るところ。不審と思ふものは氏等も同らうな。

何はともあれ我等の重大時期だ!!

感情や情實は支配されず所望として新信口遺言を以て人事を預ひする

昭和四年十月三日

中池 孝治氏  
推薦者一同  
責任者本三田の大山久治郎

券秘第ニ八六ニ號

昭和四年十一月二十二日

警視總監 丸山鶴吉

二二〇一〇二二二五

内務大臣安達謙藏 殿

社會局長吉田茂 殿

各府縣長官 殿

(北海道、高知、大分、徳島、  
兵庫、香知、静岡、福岡)

構内シラシー自動車組合 紛議ニ関スル件 (第一報)

要旨 標記會社従業員、財果不況、基、収入減、理由、社費三十圓道下、ノ口頭嘆願、十

一月十日會社提出シ、ノ會社側、於、之、應、セ、ル、爲、ノ、目、下、給、申、中

標記會社従業員、十一月十日會社、對、シ、社費道下、ノ、關、ス、ル、嘆願書、提出、シ、目下

4. 11. 26  
888